

議第 5 4 号

証明書の交付等に関する事務の委託についての規約の変更について

証明書の交付等に関する事務の委託についての規約を次のように変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定により議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 5 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

外国人登録法の廃止に伴い変更しようとする。

証明書の交付等に関する事務の委託についての規約の一部を改正する規約

証明書の交付等に関する事務の委託についての規約（平成13年高山市告示第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 甲と乙は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を相互に委託する。</p> <p>(1) 甲の住民が乙において、又は乙の住民が甲において行う次の書類又は証明書の交付の請求の受付及び当該受付に係る書類又は証明書の交付</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の3第2項に規定する外国人登録原票に登録されている事項の証明書</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第1条 甲と乙は、次に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を相互に委託する。</p> <p>(1) 甲の住民が乙において、又は乙の住民が甲において行う次の書類又は証明書の交付の請求の受付及び当該受付に係る書類又は証明書の交付</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

附 則

この規約は、平成24年7月9日から施行する。